

極秘通信

特定秘密保護法を廃止しよう！

2014/6/20 第10号



安倍内閣はこの国をどう変えようとしているのか？

共同代表 弁護士 中谷雄二

昨年12月の秘密法の制定強行に続いて、安倍内閣は、閣議決定で集団的自衛権の行使を容認する方向で与党協議を続けている。限定容認論、砂川事件最高裁判決、はては集団的自衛権の行使を否定した政府見解の一部を抜き出してまで、集団的自衛権の行使が可能だという憲法解釈をしようとしている。しかし、コロコロと変わる「憲法解釈」なるものが示される度に、結局、安倍内閣は、集団的自衛権を行使できるという結論だけがほしいのだということが一層明らかになってきた。

我が国が攻撃されていないとも「他国が攻撃されたことにより日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるおそれがある場合」に集団的自衛権が行使できるという「要件」が、現在、議論されている。しかし、わが国の存立が脅かされる事態かどうかを認定するのは、政府である。仰々しい言葉を並べても、政府が必要だと考えれば、自衛隊を他国に出動させて武力行使する、と言っているだけなのである。

憲法9条の下で集団的自衛権は行使できないというのは、一貫した政府解釈だった。その解釈を変え、行使できるようにしたいという安倍首相の考えからこの問題は始まった。集団的自衛権行使を合憲とするための法的な基盤を構築するのだと言つて、「お友だち」を集めて安保法制懇を開催し、報告書を出させた。ところが、報告書の提出後は、報告書などはそつちのけで思いつきのような事例を次々に並べ立て、「日本国民の生命を守るため」という口実で結論を急いでいる。この間、出された「解釈論」なるものや限定論、要件論なるものは、その場限りの思いつきに等しく、まともな法律論とは到底いえない。しかも、従来の政府解釈を変更しなければならぬ理由として持ち出されるのは、「我が国周辺の安全保障環境が一層厳しくなってきた」という言葉だけである。第一次安

倍内閣当時、集団的自衛権行使容認の必要性を説くため安倍首相自身が用いていた言葉の繰り返しにすぎない。周辺の環境に関わらず、自分が総理大臣の間に集団的自衛権を行使できる国にする、という結論だけが先にあるとしか思えない。その上むしろ、わが国周辺の安全保障環境を一層厳しくしているのは、安倍首相自身である。米国の制止さえ振り切つて靖国神社へ参拝し、従軍慰安婦問題での河野談話を否定するなど、中国や韓国との緊張関係を高めているのは、ほかならぬ安倍首相の行動である。現在の東アジアの最大の不安定要因は安倍首相だという東京新聞の半田記者の指摘は正しい。そこにきて集団的自衛権行使容認の具体例として持ち出すのが朝鮮半島有事である。自ら緊張関係を高め、それに対抗する必要があるとして憲法破壊、軍事力増強の口実に使っている。

秘密保全法に反対する愛知の会

【TEL】052-953-8052

【FAX】052-953-8050

【Eメール】no_himitsu@yahoo.co.jp

【ブログ】http://nohimityu.exblog.jp

【ツイッター】https://twitter.com/himitsu_control

私たち日本に住むものは、一旦戦争になれば、無事では済まない。だからこそ戦争にならないような方策を最大限追求する必要がある。

ところが、現政権は、抽象的な脅威のみを言い立てて、周辺諸国との緊張関係を緩和する方策をとろうとしない。

加えて、秘密法の制定後も、テレビ番組に対する環境省の圧力や雑誌の秘密保護法特集に内閣府が取材を要請するなど、政府がマスコミに事実上の圧力をかけているとしか考えられない事態が続いている。法案の問題点として当初から指摘されていた「特定秘密」の曖昧さ、不確かさという点には未だ明確な絞りなどかけられていない。監視するはずの国会では、衆議院で十分な審議もないまま秘密会の設置を容認した。

秘密法と一体のものとして国家安全保障会議（NSC）を設置したが、最初にやったこと

は、南スーダンでPKOに参加する韓国軍に弾薬を提供することの決定である。その後も、NSCは、国家安全保障戦略を決定し、防衛計画大綱を定め、中期防衛力整備計画の決定をしてきた。25兆円を超える大軍拡を決めてしまったのである。さらに政府は、武器輸出三原則を撤廃し、軍需産業を育成し、海外に武器を売って儲ける「死の商人」国家への道をひた走っている。その行きつく先は、米国のような戦争中毒国家である。国民の福祉を削り、労働保護法を改悪し、原発を再稼働し、国を挙げて海外にまで原発を売ろうとしている。

国民は、この政権がやろうとしていることが何をもちたらずのかを想像した方がよい。私たちはそんな国を望んでいないという意志を表明するのは今である。

自由権委員会日本政府審査に向けて

秘密保全法に反対する愛知の会 国際情報部会

国連の国際人権（自由権）規約第6回日本政府報告書審査が7月中旬、ジュネーブで行われます。「愛知の会」の独自報告は難しいことがわかり、日弁連及び国際人権活動日本委員会が提出されるレポートに、連名参加させて頂くことになりました。今回の審査にかかる日本政府報告及び検討課題は既に2012年内に作られており、特定秘密保護法は主題とはなりません。★上記2つの人権団体は、特定秘密保護法について日本政府に勧告することを要請しています。以下、自由権委員会に提出されるレポート結論部分の縮約です。

「自由権規約委員会は、政府報告書に審査に基づく総括所見において、(中略)自由権規約19条において保障される表現の自由・知る権利と国際的に承認されたツワネ原則に基づいて、以下の諸点を含む全面的な制度の見直しを行うことを勧告するように求める。★秘密の民主的統制が可能となるように、これを監視する独立した機関を設けること ★秘密指定の期間を短縮し、解除が原則であることを明確にすること ★政府の施策を将来検証できるように、公文書管理制度と連動させること ★厳罰主義を改め、法廷刑期をへらし、教唆・共謀・扇動などの独立処罰の規定を削除すること ★国の安全を脅かさない正当な公益に関する情報を発信したことを根拠に、ジャーナリストや、研究者、環境保全活動家、人権擁護者等を訴追しないこと ★市民の知るべき情報を内部告発した公務員が刑事処罰から解放されること。」

なお、このレポートへの連名参加のために、「愛知の会」は以下のような英文名称を登録しました。英文名称「Aichi Campaign against the Special Secret Act (ACSSA)」。



モートン・ハルペリン氏講演を聞いて 特定秘密保護法に反対する愛知大学教職員有志 田川光照

5月11日、モートン・ハルペリンさんをお招きして講演会「秘密保護法と国際人権基準（ツワネ原則）」を行い、200人が参加しました。ハルペリンさんは米国の元NSCメンバーとして米国の安全保障政策に携わっていましたが、日本の「秘密保護法」があまりにひどい、と警鐘を鳴らし、5月に緊急来日されました。

ハルペリン氏の話聞いて最も印象に残った一つは、「この法律がなければ、外国から情報を得られない」という日本政府の説明は間違っているという指摘である。

ハルペリン氏は、核政策に関する情報を日本に渡したという事例に触れながら、「アメリカのアジア政策に日本の協力が必要だから渡した」のであって、「秘密保護法のよきな法律がないから」として情報

を渡さないというのにはあり得ない」と断言したのである。

「この指摘は、長く日本の防衛政策の中枢にいた柳沢協二氏が4月に出した本の中で書いていることと見事に一致している。柳沢氏は「外国は、同盟国といえども、自国の利益になるから情報を渡すのであって、相手の国内法を評価するから渡すのではない」と書いている（『亡国の安保政策』岩波書店、8頁）。日米両国政府の中枢にいた二人が一致して指摘していることは、政府が説明した秘密保護法の必要性はごまかしだということである。」

そして、ハルペリン氏は秘密保護法がアメリカのどの同盟国の法律よりも厳しいものであることを指摘し、とりわけ「ツワネ原則」が禁じている民間人やジャーナリストに対する刑事罰を法が

課していることに対して強く批判するとともに、公務員に対する刑罰も厳しすぎると述べた。さらに、内部告発者が保護されないこと、機密指定のやり方や秘密解除の時期が明確でないことなど、「ツワネ原則」を逸脱する点を列挙した。

ハルペリン氏は、秘密保護法制定過程についても強く批判した。「民主的・社会的・民主的政府は秘密に関する法律を作る時には時間をかけなければならぬ」と述べ、数年の間をかけた修正を重ねて秘密法を制定した南アフリカの事例等を紹介した。そして「ツワネ原則」という国際基準があるにもかかわらず、日本の政府はそれを参考にしなかったばかりか、市民との対話を行わず、市民の意見を聞かなかったことに欠陥があると指摘したのである。

つまるるところ、「この法律がなければ、外国から情報を得られない」という法の必要性から、制定過程、そして法の内容にいたるまで、すべてに疑義があるということである。

最後に、ハルペリン氏が講演冒頭

で「言論の自由・表現の自由の問題は、今では、政府が持つ情報に一般市民がどれだけアクセスできるかという問題として考えられるようになった」と述べたことに触れておきたい。秘密保護法はこれに逆行していると言える。やるべきことは、一般市民が政府の持つ情報にいかにかアクセスしやすくするかということであり、そのアクセスを遮断することではない。秘密保護法を廃止に追い込まなければ日本の民主主義は死滅する、と強く思った次第である。



6/1「日本をとりもどすマツリゴトday」に参加しました

会員 近藤ゆり子

6月1日、「日本をとりもどすマツリゴト day」原発・平和・くらし すべてのいのちと未来のために」に「愛知の会」もブースを出して参加しました。

【よびかけ】から抜粋

(前略)福島原発事故から3年—
あの日から何が変わったでしょうか？(中略)それだけじゃない、日本は戦争に向かおうとしている…
2013年12月、秘密保護法が強行採決されました。わたしたちの権利や自由が国家権力から不当に奪われないように、二度と戦争という過ちを繰り返さないように、私たちを守るためにある憲法—
それさえもねじ曲げようとしています。(中略) 政治って難しいけど…それは、私たちの生きるこの日本をこの町を、私たち自身で作り上げること—。次の世代のために平和な未来を描くこと—。(中略) それこそが、「マツリゴト」。



「第二部」トーク&ライブでは中谷雄二共同代表が、三宅洋平さん、広田奈津子さんとのトークセッションに出演しました。パレードの先頭にも。

新入会員が張り切ってブース係を担いました。6月6日と20日のチラシがたくさん捌け、秘密法廃止の署名も150筆も集まりました。炎天下、暑さとの格闘でしたが、これまであまり接点のなかった層(世代、関心事)とのつながりが出来てとても有意義な一日でした。

集団的自衛権の「閣議決定」反対、特定秘密保護法撤廃の 大学習会の成功

会員 勝奇昭

6月6日、愛知大学車道校舎コンベンションホールにて、中谷雄二弁護士を講師に大学習会を行いました。愛知大学の長峯教授、愛知県弁護士会副会長石川弁護士に挨拶いただき、57団体の協賛のもと、230名という多くの参加で成功しました。

中谷講師は、秘密保護法制定から今度の集団的自衛権行使容認の安倍内閣の策謀は、日本を戦争のできる国、人間の命・生活よりも軍事にお金をつぎ込む国にするものであり、座視できないと訴えました。そして、安倍内閣の描く青写真である自民党改憲草案は、人権より国家を優先する復古主義であり、「解釈改憲」により違憲の既成事実を積み重ねようとしている、と指摘されました。

質疑では障害者、労働者、大学生などの立場から熱心な発言がなされました。この大学習会を通じて、筆者自身も心の中で6月20日は、安倍自民党の「閣議決定」を許さない大きな運動を創るぞと叫んだものでした。

安倍首相は口を開けば「国民の命と生活を守る」と言いますが、一体この日本で国民の生活と命を破壊



「愛知の会」が2014年度「日隅一雄・情報流通促進賞」特別賞を受賞しました。
事務局長 弁護士 濱島将周

「日隅一雄・情報流通促進賞」とは、2012年に49歳の若さで亡くなった日隅一雄さんの精神を引き継ぐと設立された「日隅一雄・情報流通基金」が、命日の6月12日に表彰している賞です。日隅さんは、新聞記者を経て弁護士になり、「NHK番組改変事件」や「沖縄密約情報公開訴訟」などの裁判や、情報公開の推進と内部告発者の保護などに力を尽くす一方で、弁護士仲間と設立したインターネットメディア「News for the People Japan (NPIJ)」編集長としても、福島第一原発事故後、がんで余命半年と告知されてからも、自ら記者会見場に呼び続け、活動されています。

「愛知の会」への授賞理由は、次のとおりです。



「秘密保護法について法案が国会に提案されるよりも遙かに前の段階から、この法律案の問題点に特化した活動を積み重ね、市民主体の学習・宣伝を基礎に情報発信に努め、大規模な集会やデモンストレーションを実現し、法成立後も全国の秘密保護法廃止運動の要として秘密法に反対する全国ネットを組織し、運動を横につなげるための活動を創り上げてきたことに対して表彰する。」

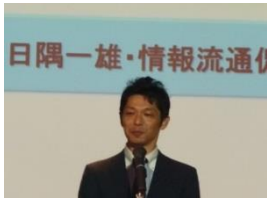
「愛知の会」が取り組んできた活動を、そのまままるごと評価してくださいました。喜んでお受けすることにし、「愛知の会」を代表して、私が表彰式に出席し、表彰状を頂くとともに、次のようなスピーチをしました。

愛知という地方から始まった運動が、全国的な反対運動の火種となり、今でも要となっていると

評価いただき、大変光栄です。2年半前、弁護士仲間の会議で、中谷雄二弁護士が、秘密保全法制を阻止する運動をつくらなければならぬと発言されたとき、私自身はその重要性和緊急性を理解していませんでした。なのに、その場にいただけの私が、いつの間にか事務局長をせざるをえなくなりました。そんな事務局長がいる会ですから、もともとしっかりした組織があつたわけではありませんし、今でも組織らしい組織はありません。共同代表と事務局長以外は役員を決めておらず、世話人会と称する会議には、誰が来てもいいし、今でも新しい顔ぶれがあります。街頭宣伝活動も、日時と場所を決めておくだけで、誰かが行つて誰かがマイクを握っています。その曖昧さ・柔軟さが、活動を続けられた秘訣かもしれません。中心的に動いているメンバーも、もともと平和活動や労働運動をしていた人だけでなく、環境問題に関心があつた人、オンブズマン活動をしていた人など多種多様。その中で、ほとん

ど一手にブログの更新を引き受けて、頻繁に更新してくれる人、そういうパソコン関係は弱くても体は動かされると、チラシを各所にいっぱい持って行って配布してくれる人、会議には出られなくても、街頭宣伝活動には欠かさず出てきてマイクを用意してくれる人など、自分のできる範囲で、自分のできることをしてくれています。

みな積極的に動いているのは、事務局長が頼りないから仕方なくという理由もあるかもしれませんが、秘密保護法を自分の問題と考えているから。そして、そのように自覚した人が「愛知の会」の活動に参加するようになったのは、「愛知の会」が学習会活動に力を入れたから。会結成以降、「愛知の会」の弁護士は、100を超え、学習会に出かけました。交通費のみで行きます、どんな規模の学習会でも構いませんと、話をさせてもらえる場を呼び掛けました。



私自身、多数回の講師に出かけました。テーブルを囲んだ小ぢんまりした会も多かったですが、そこに参加した人が、新たなメンバーで別の学習会を企画してくれたりして、輪が広がりました。知れば、市民は動き始める、その結果が、愛知の、全国の、反対運動の盛り上がりにつながったのだと思います。

「愛知の会」への授賞は、これからも、これまで以上に秘密保護法反対運動を続けろという叱咤激励も含めてのものだと理解しています。その期待に反しない活動を続けていきます。ありがとうございました。

今後のイベント情報（愛知）

- ★6/21(土) 14:00～ 9条の会刈谷講演会
@刈谷市総合文化センター小ホール
講師：矢崎暁子弁護士
- ★6/22(日) 13:30～ 安城9条の会学習会
@安城市民交流センター
講師：北村栄弁護士
- ★6/28(土) 13:30～ 「秘密保護法と憲法改正」
@尾張旭市渋川福祉センター
講師：安部芳裕さん
- ★6/29(日) 13:30～16:30 学習会「国民監視の強化は戦争準備だ！ 共通番号制と秘密保護法」
@イーブルなごや(名古屋女性会館)第1研修室
講師：加藤光宏弁護士・弁理士
- ★6/29(日) 14:30～17:30
研究会「集团的自衛権の法的検討」
@名古屋大学CALEフォーラム
講師：浦田一郎教授、山形英郎教授

秘密法全国ネット・第2回全国交流集会

秘密保護法の廃止を求める全国の団体で1月に結成した「秘密法に反対する全国ネットワーク」。現在は59団体が加入し、情報交換や活動交流をしています。今年4月に「全国交流集会」を愛知で開催し、160名が参加。活発な議論をしました。第2回全国交流集会は、7月に大阪で開催決定！

◎日時：7月5日(土) 17時～6日(日) 14時

◎場所：5日＝PLP会館4階中会議室
6日＝山西福祉記念会館ホール

◎プログラム

- ・講演「国際人権基準と秘密保護法」：英国エセックス大学人権センター 藤田早苗さん
- ・情報分析と法的問題点：西晃弁護士
- ・各地域からの報告、討議など

★7月6日の交流集会後は、大阪弁護士会の野外集会（その後デモあり）に参加を！

7/6(日) 15時～16時 @扇町公園

会員募集中！

秘密保全法に反対する愛知の会は、主に愛知県に住む弁護士や市民・市民団体が集まって2012年4月に結成した団体です。秘密保護法成立後も、全国ネットワークを呼びかけ、各地の「反対する会」と連携しながら、秘密保護法廃止に向けて元気に活動中！

愛知の会では、特定秘密保護法に反対する仲間を大募集しています！会員には企画のお知らせや極秘通信をお届けします。当会の活動（チラシや極秘通信・展示物の作成・配布、イベントの会場費など）は、すべて会費とカンパのみで行っています。カンパによるご支援も大歓迎！入会希望・カンパ希望の方は、当会までお振り込みください。（年会費：個人1口1000円、団体1口3000円）

【振込先】郵便振替口座

00840131214850

「秘密保全法に反対する愛知の会」